



～こんな案件ありました～

「遺言のすすめ」

民事事件：子どものいない夫婦は遺言を

<http://www.ne.jp/asahi/itane/law/>



弁護士 板根富規さん。ホームページは、「板根富規」と入力しても検索できます

弁護士の板根富規さんが扱った事件を紹介。

◇

弁護士の仕事の1つに講演があります。とある講演会で、子どものいな

い夫婦は遺言をしなさいと勧めました。遺言の内容は「すべての財産を妻に相続させる」というもの。民法上、子どものいない夫婦の場合、配偶者の相続分は4分の3で、残り4分の1は、夫の尊属、兄弟などが取得することとなっています。そのため、遺産分割協議がまとまらないと、残された自宅を売却し、売却代金を分けることにもなりかねないのです。そこで

夫の妻への思いやりとして、遺言を勧めています。

その後、講演を聞いたAさんが事務所を訪ねて来られました。聞けば75歳で子どもがおらず、相続のことが心配だったと

いいいます。ぜひ遺言を残したいとのことなので、すぐに必要書類をそろえ、公正証書遺言を作成してもらいました。

それから6カ月ほどして、Aさんの妻Bさんが事務所を訪ねて来ました。Aさんは遺言をして3カ月ほどで亡くなられたとのこと。Aさんは妻に「もう思い残すことはない。長い間ありがとうございました。遺言をしたことを本当に喜んでおられたそうです。公正証書遺言により相続登記手続きをし、自宅はBさんに引き継がれました。もし遺言がなければどうなっていたか。子どものいない夫婦は遺言をお勧めします。

もっと詳しく聞きたい人は、**0822(2)2345**板根富規法律事務所(中区上八丁堀7-10 H Sビル2階)へ。